

登録等証明取扱規則

(平成二十二年九月十七日規則第四百十三号)

改正 平成二二年一〇月二〇日

同 二四年 三月一五日

同 二六年 六月一九日

同 二六年一二月一八日

令和 三年 六月一八日

(目的)

第一条 この規則は、弁護士、弁護士法人、特別会員、外国法事務弁護士、外国法事務弁護士法人、弁護士・外国法事務弁護士共同法人（以下「共同法人」という。）及び準会員（以下「会員」と総称する。）並びに会員であった者の登録に関する事項の証明の取扱いについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(証明事項)

第二条 日本弁護士連合会（以下「本会」という。）は、会員又は会員であった者に対し、本会に備えた弁護士名簿、弁護士法人名簿、沖縄弁護士名簿、外国法事務弁護士名簿、外国法事務弁護士法人名簿、共同法人名簿又は

- 1 -

準会員名簿（以下「名簿」という。）に当該会員又は会員であった者に関して記載され、又は記録された事項（過去のものを含む。以下同じ。）並びに登録期間その他記載され、又は記録された事項から直ちに導かれる事項を証明することができる。

(申請)

第三条 前条に規定する名簿の記載事項等の証明を得ようとする会員又は会員であった者（以下「申請者」という。）は、登録等証明書交付願（別記様式一。弁護士法人、外国法事務弁護士法人及び共同法人にあつては、別記様式二）に証明を求める事項その他の所定の事項を記入して、所属弁護士会（会員であつた者にあつては、最後の登録取消しの時に所属していた弁護士会をいう。以下同じ。）を経て、本会に対し、前条に規定する名簿の記載事項等についての証明書（以下「登録等証明書」という。）の交付を申請しなければならない。

(登録等証明書の発行)

第四条 本会は、前条に規定する申請があつたときは、申請者に対し、それぞれの別を明らかにして、登録等証明書を発行する。

2 前項に規定する事務は、会長が掌理する。

- 2 -

(手数料)

第五条 申請者は、第三条に規定する申請の時に、登録等証明書の発行手数料を、所属弁護士会を経て、本会に対して納付しなければならない。

(会長への委任)

第六条 会長は、前条の発行手数料等この規則の実施に關し必要な事項を定めることができる。

附 則

この規則は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一〇月二〇日改正)

第三条並びに別記様式一及び別記様式二の改正規定は、平成二十二年十二月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月一五日改正)

第四条第二項並びに別記様式一及び別記様式二の改正規定は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則 (平成二六年六月一九日改正)

第二条の改正規定は、平成二十六年七月一日から施行する。

附 則 (平成二六年一二月一八日規則第一六五号)

外国法事務弁護士法人制度創設に係る外国  
弁護士による法律事務の取扱いに関する特

- 3 -

別措置法の一部改正に伴う規則の整備に關する規則 第一条、第二条、第三条、第四条、様式一、様式二改正) 抄

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第二十九号)の施行の日から施行する。(後略)

(平成二七年政令第四一四号で平成二八年三月一日から施行)

附 則 (令和三年六月一八日規則第二〇〇号)

弁護士・外国法事務弁護士共同法人制度創設に係る外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部改正に伴う規則の整備に關する規則 第一条、第二条、第三条、様式一、様式二改正)

この規則は、外国弁護士による法律事務の取扱いに關する特別措置法の一部を改正する法律(令和二年法律第三十三号)第二条の規定の施行の日から施行する。

(令和四年政令第四一四号で令和四年一月一日から施行)

- 4 -

## 登録等証明書交付願

年 月 日

日本弁護士連合会  
会長 殿

申請者氏名 \_\_\_\_\_ 印

(※職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名を記載してください。)

事務所の所在場所 \_\_\_\_\_

電話番号 \_\_\_\_\_

( )

下記のとおり登録等証明書を交付願います。

区分 (○印を付す。)	1 会員	2 会員であったもの	
所属弁護士会	(会員であったものは、最後の登録取消しの時に所属していた弁護士会)		弁護士会
登録番号	第 号	生年月日	年 月 日生
氏名			
職務上の氏名			
氏名の記載 (○印を付す。)	1 氏名のみ 2 職務上の氏名のみ 3 氏名及び職務上の氏名の併記		
証明を要する事項 (○印を付す。)	1 弁護士名簿又は外国法事務弁護士名簿に登録されている者であること。 2 弁護士法第 57 条又は外国弁護士による法律事務の取扱い等に関する法律第 84 条に規定する懲戒の処分を受けたことがない者であること。 3 その他 ( )		
記載を要する事項 (○印を付す。)	1 自宅住所 2 生年月日		
証明書の種類	和文 _____ 通 ・ 英文 _____ 通		

\* 英文の証明書を希望する場合は、下記にローマ字表記を記入してください。

氏名	
事務所の所在場所	
* 下記は記載を希望する場合のみ	
職務上の氏名	
自宅住所	

## 登録等証明書交付願

年 月 日

日本弁護士連合会  
会長 殿

法人名称  
(代表) 社員 \_\_\_\_\_ 印  
(※職務上の氏名を使用している場合は職務上の氏名を記載してください。)  
所在場所 \_\_\_\_\_  
電話番号 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ )

下記のとおり登録等証明書を交付願います。

区分 (○印を付す。)	1 会員	2 会員であったもの
主たる事務所の所在する地域において 所属する弁護士会 (会員であったものは、最後の退会の時に所属していた弁護士会)	弁護士会	
届出番号	第 _____ 号	
法人名称		
証明を要する事項 (○印を付す。)	1 弁護士法人名簿、外国法事務弁護士法人名簿又は 共同法人名簿に登録されている者であること。 2 弁護士法第 57 条又は外国弁護士による法律事務 の取扱い等に関する法律第 84 条若しくは第 93 条に規定する懲戒の処分を受けたことがない者で あること。 3 その他 _____	
証明書の種類	和文 _____ 通 ・ 英文 _____ 通	

\* 英文の証明書を希望する場合は、下記にローマ字表記を記入してください。

法人名称	
事務所名称	
事務所の所在場所	